

横浜市記者発表資料

令和7年10月10日
教育委員会事務局
南部学校教育事務所教育総務課

教職員の懲戒処分について

1 事件の概要及び処分内容

所 属	小学校
被 処 分 者	教諭（男性・30代）
処 分 日	令和7年10月9日（木）
処 分 内 容	懲戒免職（退職手当等全額不支給）
監 督 者 責 任	校長・文書訓戒 前校長・文書訓戒相当（既退職のため） ※監督者への処分は令和7年10月10日（金）に実施
概 要	(1) 令和7年1月29日（水）、神奈川県内の施設において、児童の下着を撮影し、動画1点をSNSで共有した。 (2) 令和6年10月10日（木）、神奈川県内の施設において、児童にわいせつな行為をした。 (3) 令和7年4月14日（月）、神奈川県内の施設において、着替え中の児童を盗撮した。

2 教育長コメント

当該教職員の事件は、極めて重大な不祥事だと認識しております。子どもたち、保護者の皆様、そして市民の皆様の教育への信頼を著しく損なうものであり、改めて深くお詫び申し上げます。

この間、様々な対策を有識者の知見も得ながら検討し、重層的かつ総合的な対策をできるものから順次導入するなど、何よりも児童生徒の心のケアを最優先に、安心して学校生活を送れる環境の整備に全力を尽くしてまいりました。今後も、教職員一人ひとりが当事者意識をもち、各種対策を必要に応じて見直し、より実効性のある取組となるように進めてまいります。

また、横浜市立学校教育公務員の懲戒処分に関する指針を一部改正し、法律・条例等に違反するわいせつな行為（性的行為と受け取られるような身体接触を含む）については、被害者の年齢に関わらず、原則として、最も重い処分である「懲戒免職」をもって臨むことを明示しました。

性暴力は絶対に許しません。児童生徒のケアと再発防止に向け、決して妥協することなく、教育委員会一丸となって全力で取り組んでまいります。

お問合せ先

教育委員会事務局 南部学校教育事務所 教育総務課

Tel 045-843-6406